



福島県動物愛護管理推進計画
(改定案)
令和6年3月
福島県



1	目次	
2	1 改定の趣旨	ページ 1
3	2 計画の特徴	ページ 2
4	(1) 計画の期間	
5	(2) 計画の対象地域	
6	(3) 計画の進行管理	
7	(4) 計画の位置付け	
8	3 動物愛護管理の施策を推進するための基本方針	ページ 3
9	4 計画に関わる様々な立場の者の役割と責務	ページ 4 - 5
10	5 現状と課題を踏まえた施策等の方向	ページ 6 - 10
11	(1) 動物愛護と適正飼養の普及啓発	ページ 6 - 8
12	(2) 動物の取扱業者の意識向上	ページ 8
13	(3) 連携と協働の推進	ページ 8 - 9
14	(4) 災害対策	ページ 9 - 10
15	6 具体的施策の展開	ページ 11 - 17
16	(1) 動物愛護センター等の活用	ページ 11
17	(2) 動物愛護の普及	ページ 11
18	(3) 動物の適正飼養の推進	ページ 11 - 13
19	(4) 所有者の判明しない猫の引取り数の削減	ページ 13
20	(5) 返還・譲渡の推進	ページ 13 - 14
21	(6) 犬及び猫の殺処分の削減	ページ 14
22	(7) 人材育成の充実	ページ 14
23	(8) 連携と協働の推進	ページ 14 - 15
24	(9) 動物取扱業者等に対する立入指導	ページ 15 - 16
25	(10) 実験動物の適正な取扱いの推進	ページ 16



1	(11) 産業動物の適正な取扱いの推進	ページ 16
2	(12) 災害時の救護対策の推進	ページ 16 - 17
3	7 目標の設定	ページ 18
4	別表 1 動物愛護管理業務実績	ページ 19 - 20
5	別表 2 施策等の数値目標（指標毎の実績推移グラフを含む。）	ページ 21 - 22
6		





1 改定の趣旨

2 少子高齢化、核家族化が進む中で、動物を飼養する世帯において犬や猫などの愛玩動物
3 は、家族の一員や伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となって
4 きています。

5 しかし、その一方で、飼い主における動物の生理、生態、習性等に関する知識不足や適正
6 飼養に関するモラルの欠如により、動物の遺棄や虐待、近隣住民からの苦情やトラブルな
7 ど、様々な問題が顕在化しています。

8 本計画は、このような問題を減らし、人と動物とが共生する社会の実現に向けて、県の基
9 本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、動物愛護管理施策を総合的かつ計
10 画的に推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」とい
11 う。）第6条の規定に基づき策定するものです。

12 今回、平成26年4月を始期とする本計画が令和6年3月に満期を迎えることから、令和
13 2年4月に改正された国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基
14 本的な指針」及びこれまでの計画の実績評価と課題分析結果を踏まえ、今後取り組まなけれ
15 ばならない施策について、10年間の計画を新たに策定するものです。

16



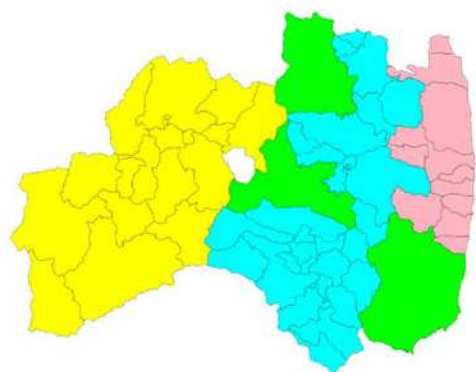
2 計画の特徴

(1) 計画期間

計画の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とします。
なお、本県の実情や国が定める基本指針の見直しなどを踏まえ、必要に応じ改定を行います。

(2) 計画の対象地域

計画の対象地域は、中核市（福島市、郡山市、いわき市）を含む福島県全域とします。
中核市は、県と同様に法令に基づき動物の愛護及び管理に関する業務を実施しており、
県は中核市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。



中核市管内	福島市、郡山市、いわき市の各保健所
中通り地域	県動物愛護センター
会津地域	県動物愛護センター会津支所
相双地域	県動物愛護センター相双支所

(3) 計画の進行管理

県は、動物の愛護及び管理に関し実施する各種施策の進捗状況を「福島県動物愛護推進懇談会」へ毎年報告し、本会の意見を聴きながら、計画の進行管理を行います。

また、法改正や基本指針の改正、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要な変更を行うとともに、5年ごとに施策の実施状況等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。

(4) 計画の位置付け

動物愛護管理法に基づき策定している本計画は、県が定める「福島県総合計画」及びその部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の個別計画にも位置付けられています。



3 動物愛護管理の施策を推進するための基本方針

動物の愛護とは、人においてその命が大切なように、動物の命においてもその尊厳を守るといふことにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないように取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことです。

また、人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にすする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることです。

動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、全ての動物の所有者又は占有者は、その社会的責任を十分自覚し、人と動物との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められています。

県民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別であり、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であるため、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、県民の合意の下に形成していくことが必要です。

●基本理念

広く県民の間に動物を愛護する気風を招来するため、県民、動物の飼い主、動物愛護ボランティア、動物取扱業者、行政など計画に関わる様々な立場の者が連携、協働して動物の愛護と福祉の向上に取り組みます。

●視点

(1) 県民の健康と安全の確保及び周辺的生活環境の保全

ペット動物や特定動物の適正な管理と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め、県民の健康と安全を守ります。

また、生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者の判明しない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を推進します。

(2) 人と動物の共生

飼い主の動物愛護と適正飼養に関する意識の向上を図るとともに、学校、地域、家庭等における動物愛護に対する関心と理解を深め、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進することで、人と動物の調和ある共生の実現に取り組みます。

(3) 動物の愛護と福祉の向上

動物の飼養方法と愛護に関する知識を普及し、生命尊重の気風と動物福祉の向上を図ります。

(4) 計画に関わる様々な立場の者の連携と協働

地域における動物愛護の推進を図るため、計画に関わる様々な立場の者との連携と協働を進めます。



1 4 計画に関わる様々な立場の者の役割と責務

2 動物の愛護及び適正な管理は、県民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いも
3 のです。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、計画に関わる様々な立場の者が、適
4 正飼養の観点から次に掲げるそれぞれの役割や責務を果たすとともに、連携協働して取り組む
5 ことが必要です。

6 なお、計画に関わる様々な立場の者及びその者が果たすべき役割や責務は、次のとおりで
7 す。

8 ・ 県民の役割

9 県民の中には動物を愛護する人がいる一方で、動物に対して必ずしも好意を持たない人も
10 います。

11 このため、県民には、多様な価値観の存在を認め、互いに尊重することにより、それぞれ
12 の地域において、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けた理解と協力が求められま
13 す。

14 ・ 動物の飼い主の責務

15 動物の飼い主には、法令を遵守し、動物の生態や習性などを理解し、周囲に迷惑をかける
16 ことなく動物を終生飼養する責務があります。

17 令和元年の動物愛護管理法の改正により、犬又は猫の所有者に対し、適正飼養が困難とな
18 る（多頭飼育崩壊に陥る）おそれがある場合に、その繁殖を防止するために、生殖を不能に
19 する手術その他の措置を講じることが義務付けられました。

20 動物の飼い主には、地域社会のルールを遵守し、飼養している動物が地域の一員として地
21 域住民に受け入れられるよう主体的に行動していくことが求められます。

22 なお、許可を得て特定動物（危険な動物）を飼養する者は、人の生命、身体又は財産に害
23 を加えることがないよう厳格な管理を行わなければなりません。

24 ※ 特定動物とは、トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど（その動物が交雑するこ
25 とにより生じた動物を含む）、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物をい
26 います。動物愛護管理法に基づき、約650種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が選定されていま
27 す。
28

29 ・ 動物愛護団体、動物愛護ボランティアの役割

30 動物愛護活動に関わる方には、動物愛護精神の醸成に努め、可能な範囲で、飼い主への支
31 援や県、市町村への協力を行うことが期待されます。
32

33 ・ 動物取扱業者の責務

34 ペットショップをはじめとする第一種動物取扱業者及び動物愛護団体の保護施設等の第二
35 種動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づき登録や届出を行う必要があり、法令で定められ
36 た施設や動物の取扱いの基準を遵守しなければなりません。
37

38 また、ペットショップ等は、動物を飼い始める飼い主に対して、関係法令や動物の習性、
39 適切な飼育方法、マイクロチップの情報管理など必要な知識の情報提供と助言を行うことが
40 必要です。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

・ 県及び中核市の役割

県（食品生活衛生課、動物愛護センター・同会津支所及び同相双支所（以下、「動物愛護センター等」という。））及び中核市（福島市、郡山市、いわき市）は、動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の引取り、犬の捕獲、収容した犬・猫の返還・譲渡、返還や譲渡できなかった犬・猫の殺処分、動物取扱業の登録、届出の受理及び監視指導、特定動物の飼養許可、災害対策の推進などを担っています。

本県では、「猫の引取り数と殺処分数の削減」が大きな課題となっていることから、市町村や福祉関係機関等との連携を深め、多頭飼育者への指導・助言及び地域猫活動の支援を進めます。

県及び中核市は、動物と関わる全ての関係者と緊密に連携し、動物愛護管理の推進体制を構築します。

・ 市町村（中核市を除く。）の役割

市町村は、飼い犬の登録や狂犬病予防注射に関する業務、災害時における避難所での動物の受入れ体制の確保、動物愛護管理の普及啓発などを担っています。

動物愛護管理の課題は地域社会に密着したものが多く、その解決には、地域の実情に応じたきめ細かな取組が不可欠です。

このため、地域における飼い主のいない猫による環境被害や犬猫の多頭飼育問題については、県の動物愛護センター等だけでなく、福祉関係機関等とも横断的に連携し、解決に向け取り組みます。

・ 県獣医師会の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として動物愛護管理の獣医学的な立場から、県や市町村とともにこの計画を支援します。具体的には、犬・猫の不妊去勢手術やマイクロチップ装着等の所有明示の必要性、人と動物の共通感染症予防等の普及啓発、災害時におけるペット動物の診療等について、専門的な立場からの取組を行います。



5 現状と課題を踏まえた施策等の方向

(1) 動物愛護と適正飼養の普及啓発

【現状と課題】

●ペット動物の飼養数について

一般社団法人日本ペットフード協会が令和4年に発表した全国犬猫飼育実態調査結果によると、犬の世帯飼育率は9.69%、飼育世帯当たりの平均飼育頭数は1.25頭とされ、猫の世帯飼育率は8.63%、飼育世帯当たりの平均飼養頭数は1.76匹（外猫の数は含まない）とされています。この結果を基に、県内総世帯数748,116世帯（令和4年10月1日時点）から県内で飼われている犬猫の数を推計すると、犬が90,616頭、猫が113,630匹となります。

なお、令和3年度末の県内の犬の登録頭数は91,724頭で、平成19年度をピークに減少傾向を示しています。

●不適正飼養の実態について

・周辺環境を損なう飼い方

令和3年度に動物愛護センター等及び中核市保健所に寄せられた犬の苦情件数は878件で、年々減少していますが、依然として鳴き声、臭気、ふんの後始末等に関する生活密着型の苦情が多い状況にあります。

また、同年度の猫の苦情件数は1,035件で、横ばい傾向にあります。近年は、後先を考えない猫への無責任な餌やり行為によりみだりに増えた猫に起因する苦情が増えています。

・身勝手な飼養管理

動物愛護センター等及び中核市保健所に犬又は猫の引取りを求める飼い主は未だに後を絶たず、特に猫については、繁殖の繰り返しによる引取り依頼や、周辺住民からの苦情が依然として多い傾向にあります。

・犬の不適正飼養

「狂犬病予防法」では、所有者等に飼い犬の登録及び年一回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられていますが、近年の注射の実施率は75%程度に低迷しています。

また、飼い犬には鑑札と注射済票の装着が義務付けられていますが、装着させず狂犬病予防法に違反している飼い主がいます。

さらに、放し飼いや管理不良による逸走等、犬のけい留を義務付けている条例に違反している飼い主も未だ多くいます。

・猫の不適正飼養

猫については、野良猫や捨て猫等に関する苦情が最も多く、次いで、ふん尿の処理等の周辺環境に関する苦情が多く寄せられていることから、繁殖制限措置、屋内飼養、終生飼養及び所有明示措置の徹底が重要となります。

・動物の愛護及び管理に関する知識の不足

動物の生理、生態、習性等を正しく理解しないまま、安易に動物を飼養することで動物を苦しめたり、動物の健康を害している飼い主もいます。

また近年は、飼い主が動物の不妊去勢手術等の繁殖制限措置の必要性を理解せず、管理能力を超えるまでに数を増やし「多頭飼育崩壊に至る事例」や、核家族化の進行を背景に子供



1 の独立や伴侶との別れなどにより単身となった飼い主やそもそも単身で暮らす飼い主の、施
2 設への入所、入院、転居又は死亡等をきっかけに「動物が居場所を失う事例」が増えている
3 ほか、所有者の判明しない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為により「その地域
4 の猫をみだりに増やす事例」が各地で確認されています。

5 さらに、動物由来感染症に関する知識の不足により、過度な動物との接触等が原因で、動
6 物から疾病に感染することが懸念されています。

8 ●犬、猫の引取りについて

9 ・犬の引取りについて

10 令和3年度の犬の引取り数は544頭（狂犬病予防法等に基づく捕獲382頭を含む。）
11 で、本計画を初めて策定した際の基準値である平成18年度実績（3,173頭）の約1/5
12 にまで大きく減少しています。

13 そのうち飼い主からの引取りについては、飼い主の病気や死亡及び施設への入所等を理由
14 とするものが全体の約半数を占めており、今後も、高齢化社会が進む中、同様の理由で引取
15 り依頼する事例の増加が懸念されます。

16 ・猫の引取りについて

17 令和3年度の猫の引取り数は1,438匹で、本計画を初めて策定した際の基準値である平
18 成18年度実績（4,031頭）の約1/3にまで減少しましたが、依然として多くの引取り
19 依頼があり、その数の削減が課題です。引き取りした猫のうち約7割弱が所有者の判明しな
20 い猫でした。

21 このため、飼い主に対する猫の不妊去勢手術等による繁殖制限措置、屋内飼養、終生飼養
22 及び所有明示措置の徹底を普及啓発することはもとより、無責任な餌やり行為が望ましくな
23 いことの普及啓発や地域猫活動の促進などにより、所有者の判明しない猫の引取り数を減ら
24 す取り組みが重要です。

25 ●犬、猫の処分（返還・譲渡・殺処分）について

26 ・犬の処分について

27 令和3年度に動物愛護センター等及び中核市保健所に收容された犬のうち、約2/3の24
28 8頭を飼い主の元に返還しました。また、所有者が発見できなかつたり、所有者から引き取
29 った犬については、約6割にあたる178頭を新しい飼い主に譲渡しました。

30 一方、全体の約2割に当たる122頭が殺処分となりましたが、それらのほとんどは健康
31 状態や攻撃性を理由とするものでした。

32 今後も引き続き、終生飼養及び所有明示の徹底等の適正飼養の普及啓発に取り組み、返還
33 及び譲渡を推進する必要があります。

34 ・猫の処分について

35 令和3年度に動物愛護センター等及び中核市保健所に收容された猫のうち、約7割弱にあ
36 たる986匹は所有者が判明しないとして持ち込まれたものでしたが、飼い主に返還したの
37 は5匹のみでした。

38 また、新しい飼い主に譲渡したのは385匹で、全体の3割弱に留まりました。

39 その結果、引取り数全体の約7割を占める1,035匹を殺処分しましたが、そのうち7割



1 が子猫でした。殺処分数の削減には、収容した猫の所有者への返還や譲渡に適すると判断し
2 た猫の新しい飼い主への譲渡をさらに進める必要があります。

3 【施策等の方向】

4 県民の健康と安全の確保を図るため、飼養動物による危害や動物由来感染症の発生防止及び
5 動物の愛護と福祉の向上を目的とした啓発事業を積極的に実施します。

6 そのため、動物愛護センターを動物の愛護と適正飼養に関する施策を推進する基幹的な拠点
7 として、中核市、市町村、動物愛護ボランティア及び公益社団法人福島県獣医師会(以下、「獣
8 医師会」という。)等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間事業や適正飼
9 養講習会の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び適正飼養に関する
10 教育活動、広報活動に積極的に取り組みます。

11 (2) 動物取扱業者の意識向上

12 【現状と課題】

13 動物取扱業者については、依然として不衛生な環境下で動物を飼養するなどの不適正飼養の
14 実態があることから、令和元年の動物愛護管理法の改正において、動物取扱業者に対する規制
15 が強化されました。新たな制度の着実な運用を図るとともに、動物取扱業者、動物取扱責任者
16 及び従事者に対して、動物の生理、生態、習性等及び動物愛護に関する知識や情報を周知して
17 いく必要があります。

18 【施策等の方向】

19 動物取扱業者に対し、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の
20 方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号)に基づき、動物の適正な管理が行われ
21 るよう監視、指導を行い、動物取扱業者の意識向上を図ります。

22 (3) 連携と協働の推進

23 【現状と課題】

24 動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、中核
25 市及びそれ以外の市町村を含む行政間の協力はもとより、行政内における部局間の連携や、獣
26 医師会及び動物愛護ボランティアの協力が重要です。

27 これまで、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発については、行政が主体となって各種広報媒
28 体を活用し実施しています。

29 また、「飼い犬のしつけ方教室」や「猫の飼い方講習会」を通じて、適正飼養に関する具体
30 的な知識の普及にも努めています。今後さらに家庭や地域において広く普及させるためには、
31 それぞれの主体がお互いの活動を理解し、協力していくことを促す取り組みが必要となりま
32 す。

33 【施策等の方向】

34 ・動物愛護ボランティアとの連携

35 地域における動物の愛護と適正飼養を普及啓発するボランティアを育成・支援し、連携協
36 働した施策を進めます。

37 ・動物愛護推進員の委嘱

38 県は、動物の愛護や適正飼養の普及啓発等を行うなど、地域における動物愛護の推進に熱
39 意と識見を有する方を動物愛護推進員に委嘱し、連携協働した施策を進めます。

40 ・動物愛護推進協議会の設置



1 県は、「福島県動物愛護推進懇談会」に替わる組織として、動物愛護推進員の委嘱の推進
2 や活動の支援を行うとともに、本計画の進捗状況の点検等、動物愛護管理行政の推進に関し
3 必要な協議を行う「福島県動物愛護推進協議会」の設置を進めます。

4 ・獣医師会等関係団体との連携協働

5 動物愛護管理に関わる事業において、狂犬病などの動物由来感染症対策や不妊去勢手術な
6 どの臨床獣医療等の専門性を有する内容を含む施策を展開するにあたっては、獣医師会等の
7 専門家と連携協働しながら推進します。

8 ・市町村、関係都道府県との連携

9 動物愛護の普及や犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して
10 積極的に情報提供と啓発活動を行います。

11 また、都道府県の区域を越えて発生している広域事例については、必要に応じ、関係都道
12 府県と円滑に連絡調整を図ります。

13 ・福祉関係機関等との連携

14 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機
15 関連携に向けて～」(令和3年3月、環境省発行)を参考に、福祉関係機関等との連携を図
16 り、多頭飼育者への対応を行います。

17 ・地域猫活動に取り組む住民との連携

18 他自治体における取り組み事例を参考に、本県においても地域猫活動に取り組む住民への
19 支援を行います。

20 ・教育機関との連携

21 動物愛護に関する教育や学校飼育動物の適正な取り扱いの推進により、児童等に命の大切
22 さや動物愛護精神の醸成を図るため、小学校等の教育機関との連携を進める必要がありま
23 す。

24 ・警察との連携

25 動物のみだりな殺傷、虐待及び遺棄が犯罪であることを住民に周知するとともに、犯罪の
26 発生防止や犯罪事案への厳正な対処について、警察との連携を図ります。また、遺失物法に
27 基づく拾得物として提出された動物についても、速やかに飼い主に返還されるよう連携を図
28 る必要があります。

30 (4) 災害対策

31 【現状と課題】

32 東日本大震災を契機に、災害時における飼い主とペットとの同行避難(ペット連れ避難)の
33 考え方は普及しつつあります。

34 一方、令和元年度台風第19号等による災害の際には、ペットを飼養していることを理由に
35 避難をためらった飼い主が命を危険にさらした事例や、避難所でペット連れの避難者が受入を
36 断られた事例が明らかになっており、住民の避難の在り方(避難行動)や避難所の受入体制に
37 ついてさらに啓発を進める必要があります。

38 【施策等の方向】

39 災害対策とは、飼い主については、自身の安全を確保し、災害を乗り越えてペットを適切に
40 飼養し続けることです。

41 また、自治体においては、飼い主による災害時の適正飼養を支援すると同時に、災害という
42 非常時であっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有す
43 る人々が、共に災害を乗り越えられるように支援することです。



1 このため、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月環境省発行）を基本と
2 して、飼い主に対しては、「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドラ
3 イン＜一般飼い主編＞」（平成30年9月環境省発行）を参考に平時からの備え等について啓
4 発するとともに、市町村に対しては、「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチ
5 ャックリスト」（令和3年3月環境省発行）を参考にペット連れ避難者を受け入れる避難所の
6 体制整備について、必要な指導助言を行います。

7 さらに災害時には、備蓄する物品の提供によりペットを飼う被災者を支援するとともに、ペ
8 ット連れ避難者を受け入れた避難所の運営に関し、必要な助言を行います。

9
10 これまでの、本県の動物愛護管理等に関わる業務実績については、別表1（19、20ペー
11 ジ）を参照してください。

12



6 具体的施策の展開

(1) 動物愛護センター等の活用

本県は、地理的・文化的な特徴から3つの地域に分けられ、県が管理する施設として、中通り地域には福島県動物愛護センター及び犬・猫保護管理所が、会津地域には福島県動物愛護センター会津支所及び会津地区犬・猫保護管理所が、相双地域には福島県動物愛護センター相双支所及び相双地区犬・猫保護管理所があります。

令和元年の動物愛護管理法の改正により、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや行うべき業務が明確化されました。

県は、動物愛護センターを動物の愛護及び適正飼養に関する施策を推進する基幹的な拠点として、中核市、市町村、動物愛護ボランティア及び獣医師会等と連携しながら、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動、ボランティアの育成・支援、譲渡事業及び負傷動物の治療等を総合的に推進し、人と動物の調和のとれた共生の実現を図ります。

さらに災害時には、被災動物救護の拠点施設としても動物愛護センターを活用していきます。

また、老朽化が進んでいる犬・猫保護管理所及び会津地区犬・猫保護管理所については、その在り方について検討を進めます。

そのため、動物愛護関連事業の実施や動物愛護センター等の施設整備に、福島県動物愛護基金を活用します。

※ 福島県動物愛護基金は、県の動物愛護の推進に役立てて欲しいと、全国から寄せられた動物愛護寄附金を積み立て、事業の財源として活用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、平成30年7月13日に設置しました。

(2) 動物愛護の普及

・動物愛護週間事業の開催

動物愛護センター等及び中核市保健所は、広く県民に、動物の愛護と適正飼養についての理解を深めるために、動物愛護週間に様々な事業をとおして、動物の愛護や適正飼養について啓発を図ります。

・動物愛護推進ボランティアの育成と連携活動

県は、地域活動の中核を担う「動物愛護推進ボランティア」を育成します。

また、県及び中核市は、ボランティアと連携した事業を実施し、地域に密着した活動を通して県民の意識改革を推進します。

・広報活動の充実

適正飼養や動物由来感染症の発生防止に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実を図り、効果的な啓発に努めます。また、テレビ、ラジオ等の媒体を活用して、積極的に広報活動に取り組みます。

(3) 動物の適正飼養の推進

・飼養方法の指導



1 動物の飼い主及び管理者に対し、国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
2 に基づき啓発を行います。また、生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所
3 有者の判明しない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が、望ましくない行
4 為であることを普及啓発します。なお、動物の飼養方法等に関して住民等から苦情があった
5 場合は、動物愛護センター等及び中核市保健所は情報収集に努めるとともに、苦情の発生原
6 因について調査を行い、国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき必
7 要な指導を行います。

8 ・3ない運動の推進

9 県は、人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物の飼養において特に重要な3項目
10 を標語として定め、適正飼養の普及啓発を積極的に行います。

11 ・犬の3ない運動

12 放さない：犬の放し飼いは条例で禁止。

13 排泄等を目的に犬を放さない。

14 引き運動等は必ず犬を制御できる者が実施。

15 逃がさない：首輪やリード等のけい留器具を定期的に点検し、逸走を防止。

16 増やさない：繁殖制限措置を実施し、適正な管理が可能な頭数を飼養。

17 ・猫の3ない運動

18 出さない：近所への迷惑防止や猫の安全を確保するため屋内で飼養。

19 捨てない：最期まで責任を持って飼養（終生飼養）。

20 増やさない：繁殖制限措置を実施し、適正な管理が可能な匹数を飼養。

21 ※ 繁殖制限措置には、精巣を摘出する去勢手術、卵巣又は卵巣と子宮を摘出する不妊手術
22 の不可逆的な方法の他に、発情を抑制するホルモン剤を皮下に埋め込むインプラントや雌
23 雄を分別して飼育する方法があります。いずれも、動物を適正な飼養管理が可能な頭数に
24 コントロールする方法として有効であり、その結果、近隣への迷惑や動物の遺棄、虐待の
25 防止が期待できます。さらに不妊去勢手術については、生殖器系の病気の予防や繁殖行動
26 欲求によるストレスの回避、マーキング等の雄特有の行動を抑える効果があります。

27 ・終生飼養の指導

28 飼養不能となって安易に動物愛護センター等及び中核市保健所に持ち込まれたり、遺棄さ
29 れる犬や猫を減らすため、引取りを申請する所有者等に対して終生飼養の徹底及び繁殖制限
30 措置の必要性について指導します。

31 また、高齢者については、動物の寿命等も考慮に入れその飼養について慎重に判断するこ
32 とが必要なこと、動物を飼養できなくなることを想定し、予め動物を適正に飼養できる方を
33 決めておくことについて指導します。なお、終生飼養の趣旨に照らして引取りを申請する相
34 当の事由がないと認められる場合には、引取りを拒否します。

35 ※ 終生飼養とは、所有する動物がその命を終えるまで責任を持って飼養を続けること
36 が、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保
37 持の観点から行う譲渡や引取り等を否定するものではありません。こうした終生飼養の趣
38 旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めます。

39 ・所有明示（個体識別）措置の推進

40 動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じることは、迷子になった動
41 物や災害時に逸走した動物の所有者の発見に役立ちます。所有明示の方法には、所有者の氏
42 名及び電話番号等の連絡先を記した迷子札等の装着や所有者の特定につながる番号が記録さ
43 れたマイクロチップの装着等があります。特にマイクロチップについては、災害時において



も脱落のおそれが低く、より高い耐久性を有することから、動物の所有者に対し、その有益性についてより一層の啓発に努めます。また、所有者情報の登録や更新の必要性についても啓発を行います。なお、飼い犬については、狂犬病予防法に基づき、鑑札及び注射済票を犬に装着するよう所有者等に併せて指導します。

・狂犬病の予防及び犬による危害発生の防止

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するとともに、放置犬等の捕獲抑留により、安全で安心できる生活環境の確保を図ります。

・飼い犬のしつけ方教室の実施

人と動物の調和ある社会の実現を目指すことを目的に、犬の飼養者を対象にしつけの方法や飼養管理に関する知識を深めてもらうための講習を行います。

・猫の飼い方講習会の実施

猫の適正飼養の普及啓発を目的に、猫の生理、生態、習性等やそれに即した飼い方（飼い主の責任、法律とマナー、健康管理、繁殖制限措置、動物由来感染症、必要な飼養施設、屋内飼養）について講習を行います。

(4) 所有者の判明しない猫の引取り数の削減

・所有者の判明しない猫の引取り拒否

所有者の判明しない犬又は猫の引取りについては、これまで都道府県等に義務が課せられていましたが、令和元年の動物愛護管理法の改正において、その引取りを拒否できる場合が規定されました。そのため、安易な引取りは殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましくなく、また、收容される猫の約7割弱（令和3年度）が所有者の判明しない猫の引取りである現状から、引取り数を減らし、殺処分数を削減するため、その引取りを求められた猫により周辺的生活環境が損なわれておらず、以下に該当する場合は、引取りを拒否できることとしました。なお、引取りの可否については、動物愛護センター等及び中核市保健所が拾得者等から猫を保護した状況等を聞き取りした上で判断します。

なお、引取りの可否については、動物愛護センター等及び中核市保健所が拾得者等から猫を保護した状況等を聞き取りした上で判断します。

- ①自力で餌を摂取し生存できる場合
- ②親猫が飼育している場合
- ③駆除目的で捕獲された場合
- ④所有者がいると推測される場合

・地域猫活動の支援

住民が主体となって地域の猫を管理する地域猫活動について、支援を行います。

(5) 返還・譲渡の推進

動物愛護センター等及び中核市保健所に收容された犬及び猫について、飼い主への返還や、新しい飼い主への譲渡を推進します。

・收容動物の返還

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、所有者不明として引取った犬及び猫について、ホームページ等に情報を掲載し、飼い主への返還に努めます。

・收容動物の譲渡

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、飼い主から引取った犬及び猫、所有者不明として引取った犬及び猫については、性質や健康状態を確認し、譲渡に適していると



1 判断したものについて、ホームページ等に情報を掲載し、新しい飼い主への譲渡に努めま
2 す。また、譲り受けを希望する者に対しては、終生飼養、繁殖制限措置の実施及び所有明示
3 の必要性について指導します。

4 ・子犬、子猫の飼い主探し支援

5 子犬、子猫の譲り渡しを希望する飼い主と、子犬、子猫の譲り受けを希望する者との情報
6 交換を支援します。なお、譲り渡しを希望する飼い主に対しては、不妊去勢手術の実施等、
7 繁殖制限措置の徹底について指導します。

8
9 (6) 犬及び猫の殺処分の削減

10 犬及び猫の殺処分等について、環境省の区分に基づき、次の3つの類型に分類します。

11 ①健康状態や攻撃性などの理由から、譲渡不適と判断した動物の殺処分

12 ②譲渡適と判断した動物であるが、施設の収容能力の制限等のやむを得ない理由による
13 殺処分

14 ③収容後に死亡した動物

15 動物愛護センター等及び中核市保健所は、収容された犬及び猫の所有者への返還に努める
16 とともに、②の類型に分類される犬猫の殺処分数を減らすため、新しい飼い主への譲渡につ
17 いて積極的に取り組みます。

18
19 (7) 人材育成の充実

20 ・動物愛護推進ボランティアの育成

21 動物愛護センター等は、県が定めた「福島県動物愛護推進ボランティア育成事業実施要
22 領」に基づき、動物愛護関係法令、動物由来感染症及びしつけ方の基本等についての講習に
23 よりボランティアを育成します。

24 ・児童への啓発の充実

25 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する啓発を児童期に実施するため、動物愛護センター
26 等の獣医師を小学校に派遣し、身近な動物の飼い方の講話やふれあい体験を実施します。

27
28 (8) 連携と協働の推進

29 ・ボランティア等民間団体との連携協働と地域活動の支援

30 行政機関（県、中核市及び市町村）と民間団体等が連携して、広く県民の間に動物愛護の
31 気風を招来します。

32 ア 地域における動物愛護活動の支援

33 地域で自主活動を行っているボランティアの資質向上のための研修会・講習会を開催
34 し、ボランティアが相互に知識・技術を提供し組織の強化を図るために設立された「福島
35 県動物愛護ボランティア会」の活動を支援するとともに、地域と密着した活動を推進しま
36 す。

37 イ 動物ふれあい訪問活動の支援

38 ボランティア等民間団体が行う県民の福祉の向上を目的とした動物ふれあい活動などを
39 支援します。

40 ・獣医師会等関係団体との連携協働

41 「飼い犬のしつけ方教室」、「猫の飼い方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」及び
42 「動物愛護週間事業」などの動物愛護管理推進事業については、獣医師会などの専門家と協
43 働して、動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施します。また、不妊去勢手術やマイクロ



チップ挿入等、獣医療の専門性が高い取組についても、連携しながら進めていきます。

・市町村との連携

動物の愛護及び適正な飼養管理の普及啓発を推進し、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するため、市町村と連携して積極的に啓発活動を行います。

また、市町村のなかには、犬猫の不妊去勢手術費用の補助を行っている自治体があり、県はこうした市町村との連携を進めていきます。

・福祉関係機関等との連携

飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な飼育に起因する問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡みあっています。飼い主の中には社会的な支援を必要とする人も多く、「人」と「動物」に係る別々の問題として対応することでは解決が難しいことから、福祉関係機関等との連携を進めます。

・地域猫活動に取り組む住民との連携

住民が主体となって実施される地域猫活動が円滑に進むよう、活動主体に対し必要な助言及び指導等を行うとともに、地域住民に対する活動目的の啓発などについて支援を行います。

・教育機関との連携

「小学校への獣医師派遣事業」の実施により、犬や猫といった身近な動物や学校飼育動物との接し方や動物との関わり方について、児童や教職員の理解を深めます。

・警察との連携

動物愛護管理法等の違反疑い事案において、積極的に警察への連絡・通報による情報提供や告発などを行い捜査につなげるとともに、警察の捜査に協力をします。

また、行方不明動物に関する情報共有により、所有者への速やかな返還を図ります。

(9) 動物取扱業者等に対する立入指導

・監視指導の実施

ア 動物取扱業

第一種動物取扱業者に対して、動物愛護管理法に基づき、帳簿の整備、マイクロチップの装着及び所有者情報の登録の徹底を図るとともに、環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準（飼養施設のケージ等の数値基準等）を遵守し、施設設備及び動物の管理が適正に行われるよう監視指導します。

特に、犬猫等販売業者については、事業者が定めた「犬猫等健康安全計画」が遵守されるよう指導します。

また、第二種動物取扱業者についても、帳簿の整備の徹底を図るとともに、環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準（飼養施設のケージ等の数値基準等）を遵守し、施設設備及び動物の管理が適正に行われるよう指導します。

イ 動物の展示を行う施設

展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図るため、国が定めた「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守するよう監視指導を実施します。

ウ 特定動物飼養施設

令和元年の動物愛護管理法の改正により、人の生命、身体及び財産に対する安全の確保及び動物愛護の観点から、特定動物（危険な動物）の飼養又は保管は、原則、禁止となりました。

しかしながら、法令が定める目的等であって知事の許可を得た者は、特定動物の飼養又



1 は保管が可能であることから、国が定める「特定動物の飼養又は保管の細目」に基づく適
2 正な管理が行われているか、飼養施設の立入調査により確認するとともに、特定動物飼養
3 者を指導します。

4 また、令和5年度、県内において、特定動物による飼育員の死亡事故が発生したことか
5 ら、従事者の安全管理についても立入調査時等の際に確認し、事故発生防止対策について
6 特定動物飼養者を助言指導します。

7 ・動物取扱責任者研修の実施

8 動物を取り扱う専門家としての自覚の醸成と社会的責任を果たせるように、動物愛護セ
9 ンター等及び中核市保健所は、各事業所等の動物取扱責任者を対象とした研修会を開催
10 し、動物取扱業者全体の資質向上を図ります。

11
12 (10) 実験動物の適正な取扱いの推進

13 実験動物の飼養等については、国が定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に
14 関する基準（以下、「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、その飼養及び科学
15 上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達
16 することができる範囲において、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」

17 （代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏
18 まえた適切な措置を講じることを周知していきます。また、管理者が定期的に、「実験動物
19 の飼養保管等基準」及び当該基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果に
20 ついて適切な方法により公表すること及び当該点検結果について、可能な限り外部の機関等
21 による検証を行うよう併せて周知していきます。

22
23 (11) 産業動物の適正な取扱いの推進

24 産業動物の適正な取扱いについては、国が定めた「産業動物の飼養及び保管に関する基
25 準」に基づき、産業動物の種類及び習性等に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普
26 及啓発を行います。

27
28 (12) 災害時の救護対策の推進

29 災害時において、被災動物の保護収容や餌の確保、飼い主との同行避難等について、県が
30 定めた「災害発生時の動物（ペット）の救護対策マニュアル」に基づき対応します。また、
31 県は、災害時における被災動物救護の拠点施設である動物愛護センターを中心として、市町
32 村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働、他都道府県との
33 相互援助について、体制整備を図ります。

34 なお、長期間の災害対策を講ずる必要がある場合は、県、中核市、獣医師会及び福島県動
35 物愛護ボランティア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、組織的に継続して被災動
36 物の保護収容及び飼養管理並びに健康管理の支援など必要な動物救護活動を行います。

37 以上のことから、ペットを飼う被災者を支援するため、災害時には愛玩動物の一時預かり
38 や飼養管理に必要な物品の提供体制を整えるとともに、ペット連れ避難者への支援の必要性
39 について避難所を設置する市町村の理解を促し、災害時に協力を要請する関係団体等との連
40 携を推進します。また、福島県総合防災訓練や防災イベント等を通じて、ペットを飼う住民
41 に対して、災害対策に関する知識を普及啓発します。

42
43 ※ 在宅避難とは、地震などの災害の際、まずはより安全な場所に避難するが、その後、自



1 宅の安全性が確認され継続して居住できると判断した場合に、自宅で避難生活を行うこと
2 116
3 117
4 118
5 119
6 120
7 121

8 ※ 県・郡山市・いわき市は平成29年5月に、福島市は平成31年1月に、県獣医師会と
9 「災害時における被災動物対策に関する協定書」を、加えて、福島市は令和4年3月に、
10 県獣医師会と「災害時における指定避難所の運営協力に関する協定」を締結しています。
11



1 7 目標の設定

2 各施策の取組による成果目標として代表指標を設定します。（別表2（21ページ）の
3 おり。）この代表指標については、国が定めた基本指針に則して、令和3年度の実績を基準
4 値として、数値目標を定め、その評価をA～Cの3段階で判定し、事業達成度の評価を行
5 います。評価の時期は、本計画の見直し時期とあわせ5年毎とすることから、目標値は、令和
6 10年度（中間目標値）と令和15年度（最終目標値）に設定します。

7 評価 判定基準

8 A 目標を達成している。

9 B 目標を達成していないが、基準値を上回っている。

10 C 基準値（令和3年度）を下回っている。

11 別表1 動物愛護管理業務実績（表：19、20ページ）

12 別表2 施策等の数値目標（表：21ページ、グラフ：22ページ）

別表1

動物愛護管理業務実績(平成18年度、平成25年度から令和4年度まで)

(福島市、郡山市、いわき市を含む)

年度	犬					引取り頭数		処分頭数		譲渡頭数		飼い主探し支援		犬の苦情処理件数 (犬の登録頭数に対する割合)					猫の苦情処理件数※					動物を取り扱う登録施設又は許可施設	
	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	注射実施率	捕獲頭数	返還頭数	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	放し飼い等	飼育管理	周辺環境	その他の被害	計	放し飼い等	飼育管理	周辺環境	その他の被害	計	動物取扱業施設数 (監視件数)	特定動物飼養施設数 (監視件数)
平成18	117,649	88,782	75%	2,229	405	944	4,031	2,589	4,014	179	17	16	2	2,744 (2.33%)	142 (0.12%)	295 (0.25%)	340 (0.29%)	3,521 (2.99%)						401 (203)	249 (249)
25	111,151	82,801	74%	1,003	474	445	3,335	474	3,063	409	211	1	3	2,011 (1.81%)	44 (0.04%)	198 (0.18%)	60 (0.05%)	2,313 (2.08%)						第一種:455 (273) 第二種:15 (15)	86 (166)
26	108,547	80,436	74%	953	452	418	2,925	462	2,592	418	299	20	2	1,651 (1.52%)	57 (0.05%)	159 (0.15%)	85 (0.08%)	1,952 (1.80%)						第一種:485 (347) 第二種:16 (9)	85 (95)
27	106,027	79,812	75%	860	444	244	3,087	279	2,477	385	540	4	25	1,471 (1.39%)	46 (0.04%)	321 (0.30%)	76 (0.07%)	1,914 (1.81%)						第一種:477 (299) 第二種:18 (8)	82 (101)
28	103,672	77,975	75%	714	418	244	3,054	231	2,488	303	559	23	26	1,054 (1.02%)	27 (0.03%)	142 (0.14%)	40 (0.04%)	1,263 (1.22%)						第一種:503 (391) 第二種:19 (10)	80 (121)
29	100,626	75,734	75%	598	360	255	2,874	139	2,435	342	417	1	29	999 (0.99%)	16 (0.02%)	127 (0.13%)	83 (0.08%)	1,225 (1.22%)	1,089	17	185	136	1,427	第一種:520 (245) 第二種:22 (5)	75 (78)
30	97,163	74,014	76%	569	358	181	3,003	119	2,467	281	538	0	26	964 (0.99%)	24 (0.02%)	158 (0.16%)	77 (0.08%)	1,223 (1.09%)	1,010	26	208	129	1,373	第一種:719 (458) 第二種:43 (26)	68 (90)

別表1

動物愛護管理業務実績(平成18年度、平成25年度から令和4年度まで)

(福島市、郡山市、いわき市を含む)

年度	犬					引取り頭数		処分頭数		譲渡頭数		飼い主探し支援		犬の苦情処理件数 (犬の登録頭数に対する割合)					猫の苦情処理件数※					動物を取り扱う登録施設又は許可施設	
	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	注射実施率	捕獲頭数	返還頭数	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	放し飼い等	飼育管理	周辺環境	その他の被害	計	放し飼い等	飼育管理	周辺環境	その他の被害	計	動物取扱業施設数 (監視件数)	特定動物飼養施設数 (監視件数)
令和元	95,136	71,828	76%	524	317	149	2,707	125	2,141	230	508	1	6	836 (0.88%)	21 (0.02%)	104 (0.11%)	10 (0.07%)	1,031 (1.08%)	829	45	225	79	1,178	第一種:576 (241) 第二種:22 (7)	70 (69)
2	93,224	64,768	70%	492	298	121	2,393	147	1,893	166	465	1	12	713 (0.76%)	19 (0.02%)	112 (0.12%)	51 (0.05%)	895 (0.96%)	689	46	309	136	1,180	第一種:752 (593) 第二種:37 (23)	71 (77)
3	91,724	68,183	74%	382	248	162	1,438	122	1,035	178	385	0	7	698 (0.76%)	15 (0.02%)	87 (0.09%)	78 (0.09%)	878 (0.96%)	543	67	262	163	1,035	第一種:740 (594) 第二種:40 (27)	64 (90)
4	89,861	66,551	74%	340	240	102	1,635	71	1,156	129	451	1	5	579 (0.64%)	21 (0.02%)	124 (0.14%)	51 (0.06%)	775 (0.84%)	554	88	301	113	1,056	第一種:748 (587) 第二種:41 (23)	54 (78)

※ 猫の苦情処理件数について統計を取り始めたのは平成29年度から

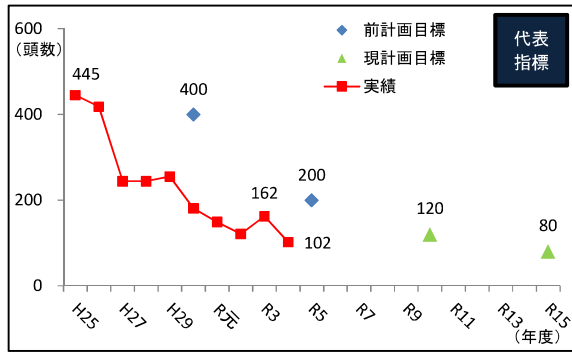
別表2

施策等の数値目標

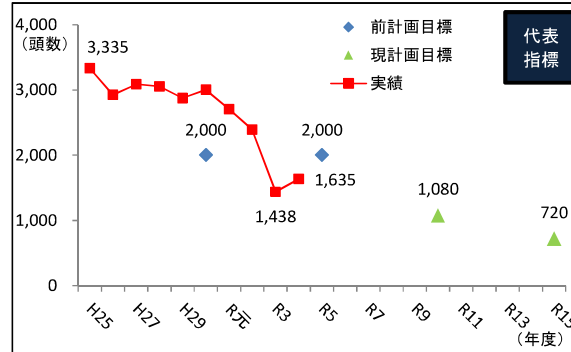
動物愛護管理に関わる施策の成果目標は、計画終期である令和15年度の「最終目標」を設定する他に、実情に即した的確な計画の進行管理を行うため、令和10年度の「中間目標」も設定し、実効的な計画の見直しを図ります。

【代表指標】	基準値 (令和3年度実績)	中間目標 令和10年度目標	最終目標 令和15年度目標	数値目標の設定
	① 犬の引取り数	162頭	120頭以下	
② 猫の引取り数	1,438匹	1,080匹以下	720匹以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
③ 犬の捕獲頭数	382頭	290頭以下	190頭以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
④ 犬の苦情件数	878件	660件以下	440件以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
⑤ 猫の苦情件数	1,035件	780件以下	520件以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
⑥ 犬の殺処分数	122頭	90頭以下	60頭以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
⑦ 猫の殺処分数	1,035匹	780匹以下	520匹以下	基準値(令和3年度実績)の約50%減を目標とします。
⑧ 動物取扱業施設(特定動物飼養施設を含む)における違反件数	0件	0件	0件	引き続き、違反が行われないよう、施策の進行管理を図ります。

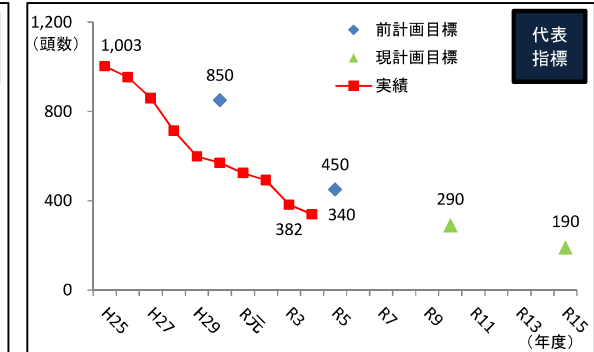
① 犬の引取り数



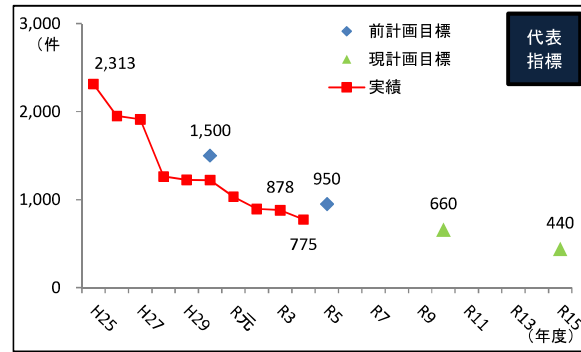
② 猫の引取り数



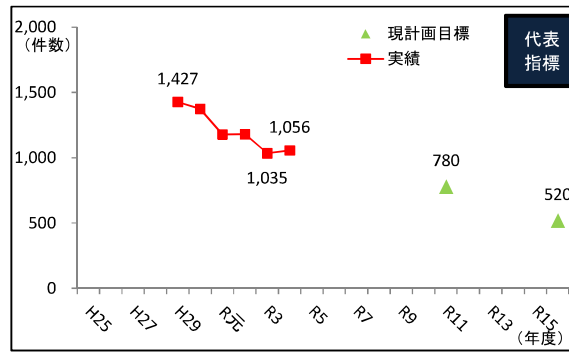
③ 犬の捕獲頭数



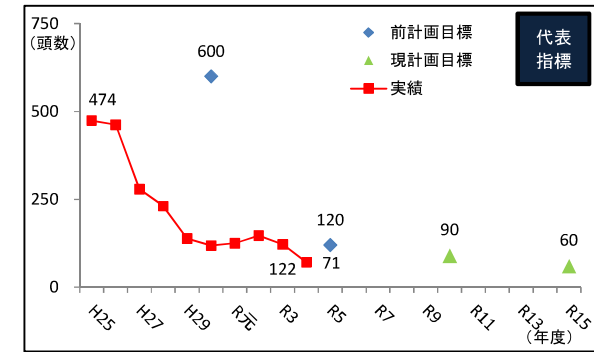
④ 犬の苦情件数



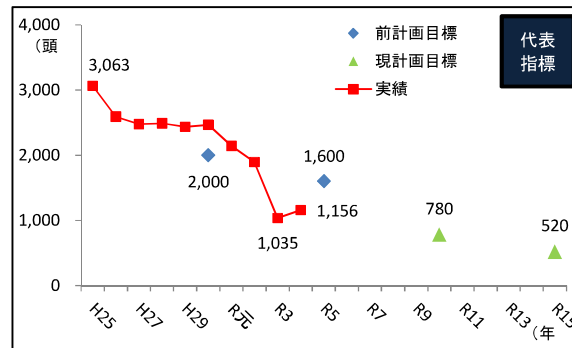
⑤ 猫の苦情件数 (統計開始H29)



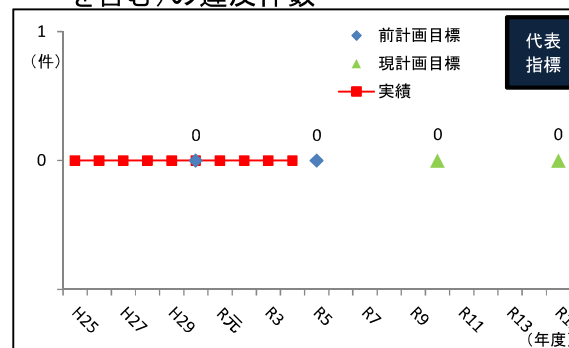
⑥ 犬の殺処分数



⑦ 猫の殺処分数



⑧ 動物取扱業施設 (特定動物飼養施設を含む)の違反件数



(参考) 犬及び猫の譲渡数

